

令和8年10月1日

公 告

陸上自衛隊
小郡駐屯地業務隊長
(公印省略)

福岡県小郡市小郡2277に所在する陸上自衛隊小郡駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行う業者を次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 募集要領及び仕様書の記載事項を遵守できること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置場所

福岡県小郡市小郡2277

陸上自衛隊小郡駐屯地 厚生センター内及び厚生センター周辺

3 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

4 募集業種

- (1) 隊員の利便性及びサービス面等でメリットがある物品及び食品販売（キッチンカー含む。）
- (2) 特に隊員からニーズがあった業種
食料品（からあげ、パン類、焼き鳥等）及びキャンプ用品

5 営業可能日

令和9年4月1日～令和10年3月31日の土日祝日を除く使用可能日

キッチンカーは、最大4コ業者及びそれぞれ月1回（各週に1コ業者の出店）の営業

6 募集要項及び仕様書の配布

- (1) 期 間
令和8年10月1日～同年10月16日 平日の午前9時から午後4時まで
- (2) 場 所
福岡県小郡市小郡2277
陸上自衛隊小郡駐屯地 厚生センター内 厚生科事務室
- (3) お問い合わせ先
電話 0942-72-3161（内線326）
担当 松田（まつだ）

7 応募業者に対する説明会の日時・場所等

- (1) 日 時
令和8年10月19日（月）午前10時から
- (2) 場 所
福岡県小郡市小郡2277
陸上自衛隊小郡駐屯地厚生センター内図書室
- (3) 説明事項
募集要項及び提出書類に関すること
- (4) 携行物品
募集要項及び仕様書
- (5) 説明会の申し込み
説明会への参加希望者（各業者2名以内）は、令和8年10月16日（金）午後4時まで
に
会社名、氏名、連絡先等を下記にご連絡願います。
- (6) 注意事項
説明会に欠席された業者の方は、公募に参加できません。

8 申込者の選定

書類審査等により設置業者を決定する。

9 その他

細部の内容は、募集要項及び仕様書による。

募 集 要 領

1 概 要

陸上自衛隊小郡駐屯地において、展示即売店を設置及び経営する業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 募集要領及び仕様書の記載事項を遵守できること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 施設の所在地及び名称

福岡県小郡市小郡2277

陸上自衛隊小郡駐屯地 厚生センター

4 応募に係る説明会

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できない。ただし、令和9年度小郡駐屯地展示即売店業者の方で、同条件で継続契約を希望される業者の方は、この限りではない。

- (1) 日 時
令和8年10月19日（月）午前10時から
- (2) 場 所
陸上自衛隊小郡駐屯地厚生センター内図書室
- (3) 携行品
募集要領、仕様書及び印鑑

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年6月30日法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 店舗数

各日、厚生センター内の7区画（1～6区画4.5㎡、7区画のみ24.05㎡）及び厚生センター周辺の4区画（キッチンカーの場合は、営業時の最大使用面積）

ア 別紙第1「厚生センター内展示即売店区画番号表」

イ 別紙第2「厚生センター周辺展示即売店区画番号表」

(3) その他

別添「仕様書」のとおり

6 応募手続等

(1) 申請書等の提出

ア 提出書類

(ア) 申請書1部（別紙第3）

(イ) 企画提案書1部（別紙第4）

(ウ) 企画提案書附属書類1部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）

(エ) その他関係書類各1部

公募に参加する者として必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。

なお、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り「資格決定通知書」の写しをb, c, 及びdに定める書類に代えることができる。

a 業務確約書（別紙第5）

b 戸籍抄本（法人の業者は、登記簿謄本）

c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）

d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
（個人：その3の2、法人：その3の3）

e 会社概要（任意様式、パンフレット可）

f 印鑑証明書

g 都道府県知事等の発行した営業許可証の写し（必要な場合に限る。）

h 誓約書（別紙第6）

i 役員名簿（別紙第7）

イ 提出先

〒838-0193

福岡県小郡市小郡2277

陸上自衛隊小郡駐屯地業務隊厚生科（担当 松田（まつだ））

電話0942（72）3161 内線326

ウ 提出期限

令和8年11月4日（木）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類に不備があった場合
- ウ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- エ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- カ その他、違反と認められる場合

(3) その他

書類提出後において、当該書類の内容を修正、差し替え、削除、追加を禁止する。

7 選考方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、展示即売会実施可能業者を選考する。

8 選考結果の通知

令和8年11月16日（月）予定

9 業者決定後の提出書類

展示即売店の設置及び経営の業者として決定された者は、下記のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
防衛省行政財産使用許可申請書（別途通知）
- (2) 提出先
申請書等の提出先に同じ
- (3) 提出期限
別途通知

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
小郡駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人・個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

福岡県小郡市小郡 2 2 7 7 に所在する陸上自衛隊小郡駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。

企 画 提 案 書（2 枚以内）

会 社 名：

a	主な販売予定商品・販売価格表（付紙第 1）
b	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200 字基準）
c	衛生管理方法（食品販売業者のみ）（200 字基準）
d	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200 字基準）

e 防衛省における営業方針（２００字基準）

f 会社概要

(a) 本社所在地

(b) 設立年月日

(c) 資本金

(d) 社員数

(e) 店舗数

(f) 売上高

g その他のアピールポイント（２００字基準）

h 出店要望日数表（付紙第２）

出店要望日数表

会社名：

	出店要望日数
4 月	
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
1 0 月	
1 1 月	
1 2 月	
1 月	
2 月	
3 月	

厚生センター内使用区画番号 ：

区画

厚生センター周辺使用区画番号：

区画

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
小郡駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊小郡駐屯地厚生センター内における展示即売店の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

所 在 地：

商号又は名称：

代表者の氏名： 印

法人・個人の別 法 人 ・ 個 人

担 当 者 氏 名：

電 話：

F A X：

※代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。

誓約書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記第 1 項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第 2 項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第 3 項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第 1 項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第 7 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) 前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊
小郡駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

令和 年 月 日

[illegible]

仕 様 書

1 業務件名

陸上自衛隊小郡駐屯地厚生センター内及び厚生センター周辺における展示即売店の設置及び経営

2 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊小郡駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

3 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

国有財産の使用許可申請は、九州防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

- (2) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国が許可財産を使用するとき。

イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

4 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託、又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全事項を遵守できること。

5 国有財産使用料

丙は、乙の展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

（なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入すること。）

6 業務期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日の間のうち、事前に日時等を甲と丙が協議して決定する日とする。

なお、営業は平日のみとし、時間は原則として1000～1800までとする。

7 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

8 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

9 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、法律の保持、風紀及び衛生に関すること、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

10 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

11 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全に遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

12 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対して一切の損害を賠償するものとする。

13 業務仕様

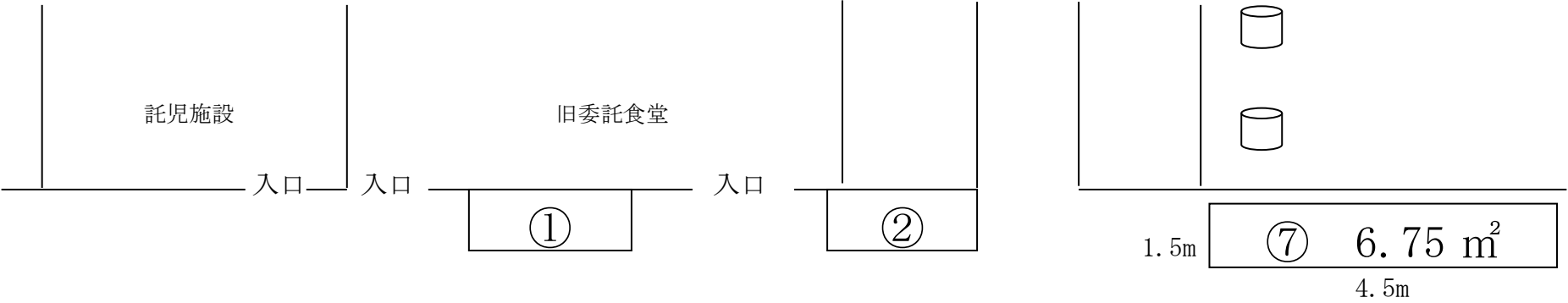
- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (3) 展示即売店の設置及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする経費を負担しなければならない。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵（かし）等について、利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は即時に対応すること。
- (8) 丙は、各日の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、甲等が必要とする場合は本業務の従事者に係る書類、その他甲等の指示

する書類を提出しなければならない。

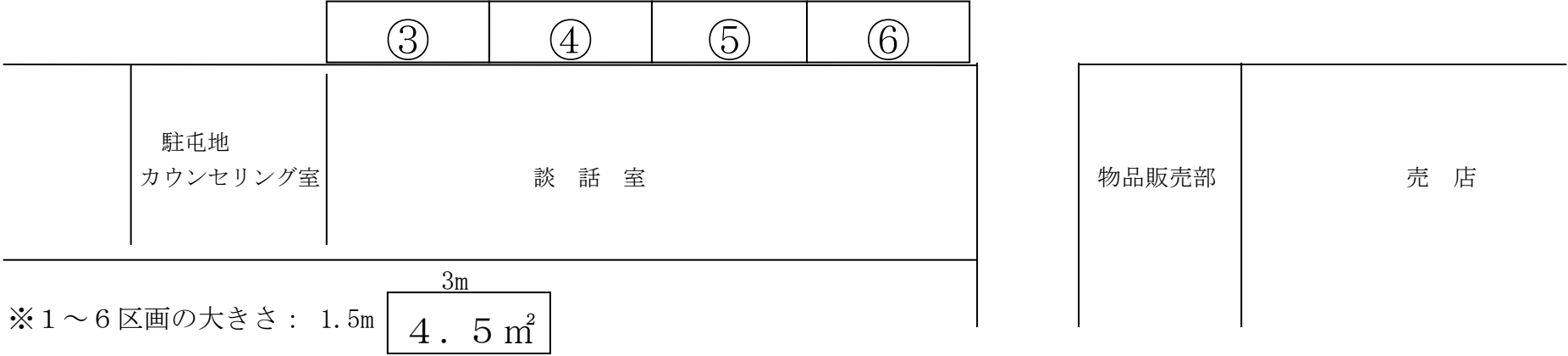
(10) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

(11) 営業区画において、国の行事、緊急時は国が使用する。

厚生センター内展示即売店区画番号表

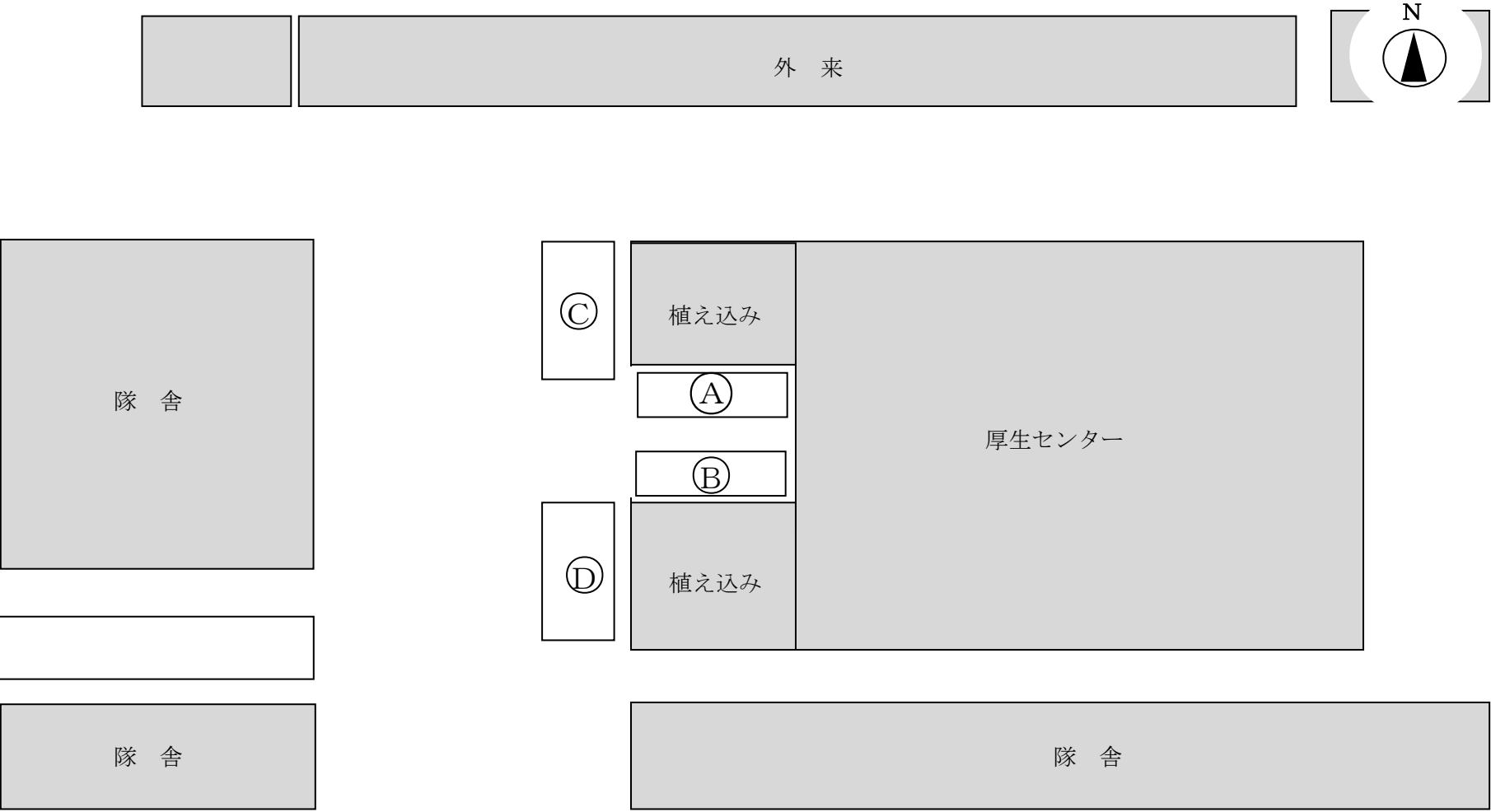


厚生センター
正面入口



※ 1 ～ 6 区画の大きさ : 1.5m 4.5 m^2

厚生センター周辺展示即売店区画番号表



※キッチンカーは、営業時の最大使用面積で算定する